

眞珠港作戰ニ關スル計畫、命令ノ要旨

(註) 本記録ハ眞珠灣作戰ニ關スル計畫、命令等ノ寫ガ全部終戦時焼却セラレ利用スベキ公文書ガナイノデ左記關係者ノ記憶及調査ニ基キ其ノ要旨ヲ記述シタモノデアル

大湊令及大海指	元海軍少將	富岡 定俊	(當時大佐)
聯合艦隊命令	元海軍少將	黑島 勲	(當時大佐)
機動部隊命令	元海軍大佐	淵田 美津雄	(當時中佐)
		赤城 飛龍	(當時中佐)

0034

大海令第一號（要旨）

昭和十六年十一月五日

奉 勅

軍令部總長

永 野 修 身

山本聯合艦隊司令長官ニ命令

一帝國ハ自存自衛ノ爲米國、英國及蘭國ニ對シ開戦ノ已ムナキニ立至ル
虞大ナルニ鑑ミ十二月上旬ヲ期シ諸般ノ作戰準備ヲ完整スルニ決ス
二聯合艦隊司令長官ハ所要ノ作戰準備ヲ實施スベシ
三細項ニ關シテハ軍令部總長ヲシテ之ヲ指示セシム

（ 終 ）

0035

大海指第一號（要旨）

昭和十六年十一月五日

軍令部總長 永野 修身

山本聯合艦隊司令長官ニ指示

○一聯合艦隊ハ十二月上旬米國英國及蘭國ト開戦ノ已ムナキ場合ニ備ヘ適時所要ノ部隊ヲ作戰開始前ノ準備地點ニ進出セシムベシ
ニ右進出ニ當リテハ不慮ノ攻撃ニ對シ警戒ヲ嚴ニスベシ
○二米國英國及蘭國ト開戦ノ場合ノ作戰方針別冊ノ通豫定ス

（終）

（註）別冊作戰方針中布陸方ニ對スルモノ左ノ通ト記憶ス

「第一航空艦隊ヲ牽制トスル部隊ヲ以テ開戦勢頭布陸方面ニ在ル米國艦隊主力ヲ攻撃シ其ノ勢力ヲ減殺スルニ努ムベシ」

0036

大海令第五號（要旨）

昭和十六年十一月二十一日

奉 勅 軍令部總長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官ニ命令

一 聯合艦隊司令長官ハ作戰實施ニ必要ナル部隊ヲ適時待機海面ニ向ケ進發セシムベシ

ニ 聯合艦隊司令長官ハ作戰準備行動中米國英國又ハ蘭國軍ノ挑戰ヲ受ケタル場合自衛ノ爲武力ヲ行使スルコトヲ得

三 細項ニ關シテハ軍令部總長ヲシテ之ヲ指示セシム

（終）

0037

大海指第五號（要旨）

昭和十六年十一月二十一日

軍令部總長

永野修身

山本聯合艦隊司令長官ニ指示

一聯合艦隊司令長官ハ日米交渉成立セバ作戰部隊ヲ即時集結歸還セシム

ベシ

ニ大海令第五號ニ依ル武力行使ハ米英蘭國海上兵力ガ我が領海ニ侵入シ
偵察行動ヲ執リタル場合竝ニ我領海附近ニ近接シ其ノ行動我ヲ危殆ナ
ラシムルト認メタル場合或ハ領海外ニ於テモ我ヲ危殆ナラシムル如キ
積極的行動ヲ執リタル場合ニ限定ス

（終）

0038

大海令第九號（要旨）

昭和十六年十二月一日

奉 勅 軍令部總長 永 野 修 身

山本聯合艦隊司令長官ニ命令

一帝國ハ十二月上旬ヲ期シ米國英國及蘭國ニ對シ開戦スルニ決ス

ニ聯合艦隊司令長官ハ在東洋方面敵艦隊及航空兵力ヲ擊滅スルト共ニ敵

艦隊來攻セバ之ヲ邀撃擊滅スベシ

三聯合艦隊司令長官ハ南方軍總司令官ト協同シテ速ニ東亞ニ於ケル米國

英國次デ蘭國ノ主要根據地ヲ攻略シ南方要域ヲ占領確保スベシ

四聯合艦隊司令長官ハ所要ニ應ジ支那方面艦隊ノ作戰ニ協力スベシ

五前諸項ニ依ル武力發動ノ時機ハ後令ス

六細項ニ關シテハ軍令部總長ヲシテ之ヲ指示セシム

（終）

0039

大海指第九號（要旨）

昭和十六年十二月一日

軍令部總長 永野修身

山本聯合艦隊司令長官ニ指示
聯合艦隊ノ米國英國及蘭國ニ對スル作戰ハ別冊對米英蘭國帝國海軍作戰
方針ニ準據スベシ

（終）

（註） 別冊作戰方針ハ十一月五日ノ大海指ト全然同様ナリシト記憶ス

0040

大海令第十二號（要旨）

昭和十六年十二月二日

奉 勅 軍令部總長 永 野 修 身

山本聯合艦隊司令長官ニ命令

一聯合艦隊司令長官ハ十二月八日以後大海令第九號ニ依リ武力ヲ發動スベシ

ニ蘭國ニ對シテハ米國及英國ニ次デ機宜武力ヲ發動スベシ
ニ細項ニ關シテハ軍令部總長ヲシテ之ヲ指示セシム

（終）

0041

軍令部總長口頭指示

昭和十六年十二月二日

軍令部總長 永野 修 身

山本聯合艦隊司令長官（當時上京中）ニ口頭指示

武力發動前日米間ノ交渉妥結確實トナラバ特令シテ聯合艦隊各部隊ヲ集
結歸還セシムベキニ付右豫メ心得置クベシ

（終）

0042

機密聯合艦隊命令作第

號(要旨)

昭和十六年十一月七日

廣島灣旗艦長門

聯合艦隊司令長官

山本 五十六

聯合艦隊命令

機動部隊ハ極力其ノ行動ヲ秘匿シツツ十一月二十二日迄ニ單冠灣ニ集合

補給ヲ行フベシ

(終)

(註) 本命令ニ前後シ聯合艦隊ヨリ大海指第一號別冊作戰方針ニ基ク

命令(作戰方針示達)發令セラレアルコト確實ナルモ其ノ

内容詳カナラズ(後掲機動部隊命令作第一號ノ第一項ノ趣旨ト

略同様ナリト思考シアリ)

0043

機密聯合艦隊命令作第

號(要旨)

昭和十六年十一月二十二日 廣島灣旗艦長門

聯合艦隊司令長官 山 本 五十六

聯合艦隊命令

- (6) 一 機動部隊ハ極力其ノ行動ヲ秘匿シツツ特令ニ依リ單冠灣出撃對潛對空警戒ヲ嚴ニシ布哇方面ニ進出、關敵劈頭布哇方面合衆國艦隊主力ニ對シ攻撃ヲ決行シ之ニ致命的打撃ヲ與フベシ
- 空襲第一撃ヲス日(後令ス)黎明時ト豫定ス
- 空襲終ラバ機動部隊ハ全軍結束ヲ固クシテ敵ノ反撃ニ備ヘツツ速ニ敵ヨリ離脱シ一旦内地ニ歸還スベシ
- 二 機動部隊ハ對米交渉成立セバ即時歸還集結スル如ク行動スベシ

(終)

0044

機密聯合艦隊命令作第

號(要旨)

昭和十六年十一月二十五日 廣島灣旗艦長門

聯合艦隊司令長官 山 本 五十六

聯合艦隊命令

機動部隊ハ十一月二十六日單冠灣發極力其ノ行動ヲ秘匿シツツ十二月三日夕刻待機地點(42°N 170°W)ニ進出シ急遽補給ヲ完了スベシ

(終)

(註) 本命令ニ基キ機動部隊ハ十一月二十六日〇六〇〇單冠灣ヲ出港セリ

GIF 電令作第 號(要旨)

昭和十六年十二月二日一七三〇頃發信

「X日十二月八日」

(終)

0045

機動部隊命令合作第一號（要旨）

昭和十六年十一月二十三日

單冠灣旗艦赤城

機動部隊指揮官 南 雲 忠 一

機動部隊命令

一 機動部隊ハ極力其ノ行動ヲ秘匿シツツ布陸方面ニ進出開戦劈頭機動部隊ヲ以テ在布陸方面敵艦隊ニ對シ奇襲ヲ決行シ之ニ致命的打撃ヲ與ヘントス

空襲第一日ヲ

0530

Xト豫定ス

空襲終ラバ機動部隊ハ速ニ敵ヨリ離脱シ一旦内地ニ歸還整備補給ノ上第二段作戰部署ニ就ク

本行動中敵艦隊我ヲ邀撃セントスル場合又ハ敵有力部隊ト遭遇シ先制攻撃ヲ受クル虞大ナル場合ハ之ヲ反撃ス

二 兵力部署左ノ通定ム

0046

機 動 部 隊							風 分
空襲部隊	警戒隊	支援部隊	哨戒隊	「ミッドウエー」破壊隊	補給第一隊	補給第二隊	
1AF 司令長官	1Sd 司令官	3S 司令官	2Sg 司令	7dg 司令	極東丸特務艦長		指揮官
					東邦丸 監督官	長艦務	
1AF	1Sd 17dg 18dg 秋雲	3S (-2D) 8S	119 121 123	7dg (-2D)	健洋丸、極東丸、 國洋丸、神國丸、 あけぼの丸		兵 力
					東邦丸、東榮丸、 日本丸		
空襲	警戒、護衛	警戒、支援	航路哨戒	「ミッドウエー」 航空基地攻撃	補給		任 務

0047

各部隊ノ行動

(イ) 全般

全部隊（「ミッドウェー」破獲後）ハ特令ニ依リ單冠灣出撃對空
對潛警戒ヲ嚴ニスルト共ニ我行動所在ノ陰蔽ニ努メツツ艦ネ速力十
二節乃至十四節ヲ以テ集團ノ前進態シ途上機會アル毎ニ極力燃料補
給ヲ實施ノ上待機地點（ 42°N 170°W ）ニ至リX日（武力行使開始日）指令
アリタル以後接敵地點（ 32°N 57°W ）ニ向フ

07 X-1 頃接敵地點附近ヨリ高速南下（艦ネ二十四節）01 X 發艦地點（
鰐泊地ノ北二〇〇哩）附近ニ進出全飛行機隊ヲ發進シ敵艦隊及「オア
フ」島主要航空基地ヲ空襲ス
空襲終ラバ飛行機ヲ收容シ「ミッドウェー」ノ北方八〇〇哩圏外ヲ
迂回シ收容地點（ 30°N 165°E ）ヲ經テ艦ネX+15 日頃内海西部ニ歸還第二段

0048

作戰ノ準備ヲ行フ

空襲ノ戦果大ニ揚リ敵ノ反撃ニ對シ大ナル考慮ヲ要セザル場合又ハ補給上必要ナル場合ハ復歸「ミッドウェー」ニ近接航過スルコトアリ

此ノ場合ハ 5Sf 及 2. 3SヲX日夜又ハX+1日早朝分離シX+2日早朝「ミッドウェー」ヲ空襲セシムル豫定

萬一敵有力部隊我歸路ヲ遮斷スル場合ハ布哇諸島間ヲ南方ニ突破シ「マーシャル」方面ニ歸還ス

往路待機地點附近迄ニ燃料補給ノ見込立タザル場合ハ警戒隊ヲ分離歸還セシム

(ロ) 警戒隊

主隊ニ隨伴ス

警戒隊分離ノ場合ハ主隊ノ前路警戒ニ任シ飛行機發着時ハ飛行警戒ニ當ル

0049

空襲後ハ主隊ノ敵側ニ在リテ警戒シ敵出撃セバ極力之ヲ捕捉攻撃ノ
上追跡ス

(ハ)「ミッドウェイ」破壊隊

X-6 日頃東京灣發補給ノ上陸艦ニ近接シX日夜間「ミッドウェイ」ニ
達シ所在航空基地ヲ砲撃破壊シ上引返シ補給後内海西部ニ歸還ス
本行動中尻矢ハ破壊隊ト行動ヲ共ニシ補給ニ任ズ

(ニ)補給部隊

接敵地點迄主隊ニ隨伴補給ノ上之ト分離シ「ミッドウェイ」ノ北方
八〇〇哩圏外ヲ迂回シ08^{X+3}迄ニ收容地點ニ到リ待機ス

四 情況ニヨリ進撃途上作戰ヲ中止シ一旦單冠灣、北海道又ハ陸奥海灣方
面ニ歸還スルコトアリ

(終)

0050

機密機動部隊命令第三號（要旨）

昭和十六年十一月二十三日 單冠灣 旗艦 赤城

機動部隊指揮官 南 雲 忠 一

機動部隊命令

布陸作戰空襲計畫左ノ通定ム

一 空襲部隊ノ行動

0600 X-1 Z 點（「ラナイ」島西端ニ豫定ス）ノ〇度七〇〇浬ニ占位、

頃ヨリ二四節ニ増速針路一八〇度ニテ進襲ス

0130 X Z 點ノ〇度二三〇浬ニ於テ第一次攻撃隊〇二四五Z點ノ〇度二〇〇

浬ニ於テ第二次攻撃隊ヲ發艦シ空襲ヲ決行ス

第二次攻撃隊ノ發艦終了セバ偏北航路ヲ執リ概不二十四節ニテ避退ス

第一次攻撃隊ハ〇五三〇ヨリ〇六〇〇ノ間ニ第二次攻撃隊ハ〇六四五

0700 X-1

0051

ヨリ〇七一五ノ間ニ收容ノ豫定

第一次及第二次攻撃隊歸艦セバ直ニ次回攻撃準備ヲ完成シ留クモノト
ス此ノ際艦攻ハ極力雷撃裝備トナスモノトス

敵基地航空兵力殲滅戰順調ニ経過セバ直ニ反覆攻撃ヲ加ヘ決定的戰果
ヲ獲得ス

又敵ノ有力ナル出撃部隊アル場合ハ攻撃ヲ之ニ指向スルヲ例トス

ニ 空中攻撃隊編制

別表ノ通定ム

三 攻撃目標

(イ) 第一次攻撃隊

第一集團ノ攻撃目標ヲ戰艦四隻、空母四隻以内トシ目標選定順序ヲ

第一戰艦、第二空母トス

第二集團ハ左ノ分擔ニ依リ敵基地航空兵力ヲ攻撃ス

第十五攻撃隊 フォード島格納庫及地上飛行機

第十六攻撃隊 ホイラー飛行場格納庫及地上飛行機

制空隊ノ攻撃目標ヲ空地ノ敵機トス

(ロ) 第二次攻撃隊

第一集團ハ左ニ依リ敵航空基地ヲ爆撃ス

第五攻撃隊 カネオヘ、フォード、バーバースポイント格納庫及

地上飛行機

第六攻撃隊 ヒツカム格納庫及地上飛行機

第二集團ハ敵空母四隻乃至五隻ヲ目標トシ目標數不足ノ場合ハ巡洋

艦、戦艦ノ順ニ目標ヲ選定ス

制空隊ハ空地ノ敵機ヲ攻撃ス

四 攻撃實施要領

(イ) 第一次攻撃隊

(一) 攻撃ハ奇襲ヲ立前トシ第一集團雷撃隊、同爆撃隊、第二集團ノ順
序トス

(二) 制空隊ハ當初全軍結束ノ儘第一集團ト略同時ニ敵上空ニ進入シ主
トシテ敵阻止戦闘機ヲ捕捉殲滅ス

空中ニ敵機無キ場合ハ直ニ左記區分ニ依リ地上飛行機銃撃ニ轉ズ

第一第二制空隊 フォード及ヒツカム

第三第四制空隊 ホイラー、バーバースポイント

第五第六制空隊 カネオヘ

(三) 敵ノ警戒嚴ニシテ強襲ニ依ル場合ハ制空隊、艦爆隊、水平爆撃隊
雷撃隊ノ順序ニ進入シ時隔小ナル順撃ヲ行フモノトス

(四) 第二次攻撃隊

全軍略同時ニ敵上空ニ殺到攻撃ヲ開始ス

制空隊ノ行動要領亦第一次攻撃隊ニ準ズルモ空中敵機無キ場合ノ銃

撃區分ハ左ニ依ル

第一第二制空隊 フォード、ヒツカム

第三第四制空隊 ホイラー、カネオヘ

(ハ) 敵空母及主力ノ大部眞珠港以外ノ泊地ニアル場合ノ攻撃要領

(一) 編制、攻撃目標等前段ニ同ジ

但シ第一次攻撃隊第一集團ハ極力雷撃機ヲ増強スルモノトス

(二) 各空中攻撃隊ハ制空隊ノ掩護下ニ集團ノ優先ツ艦隊泊地續イテ

「オアフ」島ノ順ニ進撃シ各所定目標ヲ攻撃ス

但シ艦隊泊地ノ攻撃順調ニ進歩スルヲ見バ該攻撃ニ参加セザル部

隊ハ速ニ「オアフ」島ニ進撃シ泊地攻撃部隊ハ攻撃終了後直路歸

投スルモノトス

(ニ) 集合歸投

(一) 空襲後ノ集合點ヲ「オアフ」島西端（カエナポイント）ノ三四〇

度二〇哩トス

集合高度一〇〇〇米（附近ニ雲アル場合ハ雲下トス）

(二) 攻撃隊ハ集合點ニ於テ約三十分待合セ制空隊ヲ合同ノ上歸投スル

モノトス

0055

偵察

三制空隊ハ歸投時全軍ノ後衛トナリ敵ノ追躡ヲ阻止スルモノトス

(イ) 事前偵察

特ニ行ハザルヲ立前トス

(ロ) 直前偵察

第八戰隊ノ水上偵察機二機ハ

0030

X發進眞珠港及「ラハイナ」泊地ヲ

隱密偵察シ敵艦隊（主トシテ空母及主力）ノ在否ヲ報告ス

(ハ) 索敵哨戒

第八戰隊ノ水上偵察機ハ〇三〇〇頃發進彼我中間海面竝ニ「オアフ」

島東西兩水道附近ノ海面ヲ成ルベク廣範圍ニ亘リ搜索シ敵出擊部隊

ノ有無、動靜、敵反擊飛行機ノ有無、動靜ヲ偵察報告ス

(ニ) 制空隊指揮官ノ指定スル一部戦闘機ハ攻撃後情況許ス限り低空高速

偵察ニ依リ敵飛行機及艦船ノ被害狀況ヲ偵察ノ上歸投ス

0056

六 警 戒

ス 空襲當日日出前一時間前ヨリ日没後四五分迄上空警戒第一網備B法ト

(終)

0057